

青森県緑の少幼年団連盟規約

(名称)

第1条 この組織は、青森県緑の少幼年団連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目的)

第2条 この連盟は、緑の少(幼)年団を育成し、その活動の促進を図り、もってその健全な発展に資するものとする。

(連盟議事)

第3条 この連盟は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 緑の少幼年団相互の親善・交流及び情報交換
- (2) 緑の少幼年団関係諸大会への参加
- (3) 緑の少幼年団指導者の養成及び研修
- (4) 緑の少幼年団の育成及び指導
- (5) その他必要な事項

(構成)

第4条 この連盟は、次の会員及び顧問をもって構成する。

正会員 緑の少幼年団

参与会員 (1) 公益社団法人 青森県緑化推進委員会
(2) 地方林業振興協議会、流域林業活性化センター
(3) 東北森林管理局青森森林管理署
(4) 青森県教育庁生涯学習課
(5) 青森県自然保護課
(6) 青森県林政課

顧問 東北森林管理局青森森林管理署長
青森県農林水産部長
公益社団法人 青森県緑化推進委員会理事長

2 この連盟に各地域県民局の管内を区域とする支部を設けるものとする。

(加入)

第5条 この連盟に加入するものは、所定の申込書を会長に提出するとする。

(退会)

第6条 この連盟を退会しようとする会員は、理由を付けて退会届を会長に提出するものとする。

(役員)

第7条 この連盟に次の役員を置く。

| | |
|----------------|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理事（会長及び副会長を含む） | 7名 |
| 監事 | 2名 |

2 連盟の会長及び副会長は、理事の中から互選により決定する。

3 理事は各支部緑の少年団の中から1名、及び全緑の幼年団から1名を選出する。

4 監事は正会員の中から2名選出する。

5 理事及び監事は、総会で決定する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。但し、再任は、妨げない。補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は連盟を代表し、業務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、規約及び連盟の業務の方針を決定する。

4 監事は、連盟の事務の執行及び会計を監査する。

(総会の開催)

第10条 総会は会長が招集し、総会の議長は会長がこれにあたる。

2 総会は年1回とし、必要があるときは臨時の総会を開催することができる。

3 総会は各支部からの代議員制によるものとし、理事がそれにあたる。

(理事会)

第11条 理事会は必要に応じ、会長がこれを招集する。

2 理事会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 総会の付すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他理事会において必要と認めた事項

(経費)

第12条 連盟の運営経費は公益社団法人 青森県緑化推進委員会からの助成金、その他をもってあてる。

(事務局)

第13条 連盟の事務を処理するために公益社団法人 青森県緑化推進委員会内に事務局をおく。

(会計)

第14条 連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか連盟の運営上必要なことは、理事会に計ってこれを決める。

(付則)

本規約は平成2年10月2日から施行する。

平成21年5月27日付けで、会の名称を青森県緑の少(幼)年団連絡協議会から青森県緑の少幼年団連盟に改める。